



鳥労発基 0420 第 7 号
令和 4 年 4 月 20 日

一般社団法人鳥取県労働基準協会
会長 殿

鳥取労働局長



「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」
の周知について

平素より、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」といいます。）について、関係する法律の改正を踏まえて別紙 1 のとおり指針の改正が行われ、令和 4 年 4 月 1 日から適用されました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙 2 の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により改正された個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「改正個人情報法護法」といいます。）が、令和 4 年 4 月 1 日より施行されることとなったことを踏まえ、指針の改正が行われました。

2 改正の内容

改正個人情報保護法において、同法第 23 条第 1 項第 1 号が第 27 条第 1 項第 1 号となったことを踏まえ、当該条項を引用している指針において必要な改正が行われたものです。

